

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和6年2月28日（水）16:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長他

### <質疑応答>

○司会 それでは、御案内していた時刻になりましたので、ただいまから2月28日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

ウエムラさん。

○記者 共同通信社のウエムラです。

本日の議題とは関係なくて恐縮なのですが、今日東京電力福島第一原発のALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の4回目の放出が始まりました。まずこの受け止め、ありましたらお願いできますでしょうか。

○山中委員長 これまで、ALPS処理水の海洋放出については規制委員会、東京電力の計画について、慎重に審査をしまいいりましたし、検査の中でも基準を満たした放出が行われるかどうかということについては慎重に検査をして、これまで3回、特にモニタリングにも異常なく、放出が進められたということで、今日4回目の今年度最後の、多分、放出になるかと思えますけれども、開始されたというふうに、無事開始されたというふうに理解しております。

○記者 ありがとうございます。

これも、これまでで何回もお伺いしていることではあるんですけども、日中両政府が非公式に交渉を続ける中、いまだに禁輸措置だったりとか、反発というものがあるかと思われます。規制委としては科学的な説明というものを国際的に発信していくという役割があるかと思うんですけども、今後、今年度の放出が終わって、改めて説明の場を増やすだったりとか、もう少し強く国際社会に発信していただくだったりとか、そういった考えはありますでしょうか。

○山中委員長 これまで規制委員会の立場として、初代委員長から前委員長まで、私もそうですけれども、基準を満たしたALPS処理水の海洋放出が行われる限り、科学的、技術的に問題があるというふうには考えていないという、これは私も同じところがございます。

ただ、国際的な情報発信ということの必要性、あるいは、その第三者機関であるIAEAのレビューを受けるということについてはですね、きちっとレビューを受けた上で、その評価をきちっと公表をしていくということが必要かなというふうに思っております。

すし、その他規制機関同士のその情報交換は積極的に国際的にも行っていこうというふうに思っております。

○記者 では、どちらかといえば、これからさらに続けて深めていくというよりは、今までの取組を同様に続けていくというふうな考えということ。

○山中委員長 そのとおりでございます。今までの取組を継続的に行っていくというつもりにしております。

○記者 分かりました。

それから、これも先日お伺いはしているんですが、改めて処理水の放出から半年が過ぎました。この半年、計4回の放出に当たって、様々なトラブルも、大きい処理水関連じゃなくても、トラブルが起きておりますけれども、この半年を振り返って、東電のオペレーションだったりとか、規制委の検査の在り方だったりとか、全体的にぼやっとした聞き方で大変恐縮ですけれども、振り返っていただけますでしょうか。

○山中委員長 このところ、そのトラブルが続いているということは私も認識をしておりますし、ALPS処理水の海洋放出と直接関係する問題ではないという認識ではございませんけれども。

10月のいわゆるその増設ALPSの身体汚染の問題、引き続いて今年2月に起こりましたその汚染水の屋外への漏えいという、そういう問題も生じておりますので、東京電力に対してその検査を続けているところがございますけれども、何らかの共通要因があるのか、その辺りも含めて検査の中で見ていきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

それから、また話題が変わって恐縮なんですけれども、今日、東北電力のほうから女川原発2号機の使用済核燃料の乾式貯蔵施設の申請が出されたかと思うんですけれども、これ乾式貯蔵施設ということで、リスクも非常に低い施設かなというふうには認識しているんですけれども、これの審査を進めるに当たって、どういった点に留意するべきか、何かお考えがありましたらお願いいたします。

○山中委員長 これまで原子力発電所の敷地内での乾式貯蔵施設ということについては、玄海原子力発電所、あるいは伊方の原子力発電所で実績ございますし、審査についても、それほど難しい審査ではないという理解をしておりますので、これまでの経験を生かしつつ、慎重に審査はしていったらというふうに思っています。

○記者 規制当局としてお答えはしづらいかなと思うんですけれども、最終処分場がない中、こうやって敷地内の中間貯蔵施設といいますか一時保管施設みたいなところを作るというのは、ある種逃げ道というか、ちょっとずるい戦法なのかなというふうにもちょっと受け止めてしまうんですけれども、その点はいかがでしょう。

○山中委員長 BWR（沸騰水型原子炉）の場合、使用済燃料を貯蔵プールに貯蔵するというのを基本的に許可しているわけがございますけれども、プールへの貯蔵、金属キャスクへの貯蔵ということを、比べれば、金属キャスクに貯蔵するほうが、より安全性は高

まるという、これはもう規制委員会としての認識でございますので、これについては乾式貯蔵を基準に従ってしていただくということについては特段問題は感じておりません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

今日の議題1に関連してなんですけれども、はじめにのところで出てきた原子力災害対策指針については、後ろに書いてあるからいいじゃないか的な仕切りになったように思うのですが、これは能登半島地震の影響で議論があったことは事実なので、ここはなぜ削除する方向になったのか、あえてもう一度お願いします。

○山中委員長 それ、えらい誤解だと思います。

後段の部分についてはですね、EAL（緊急時活動レベル）の見直し等、事前に能登半島の地震とは別個に本年度に行われたことでございますので、能登半島を受けてこういうことを検討したというふうに読めるのは誤解を招くということで、その部分は削除して、本文中にはその内容は多分記載されているという、そういう皆さん、委員の御意見だったので削除することにしたわけです。

○記者 いや、存じ上げた上なんですけれども、ここに書いてあるのは令和5年度に改正したという内容になっています。ただし能登半島における事態を基に議論をして、論点も整理され、今後何らかの形の見直しが行われると思いますので、そのこともあえて書くべきだったのではないかという指摘です。すみません。

○山中委員長 そういうことは特段何か、規制委員会で議論したというふうには思っておりません。

○記者 議題2について質問させていただきます。

1F（福島第一原子力発電所）のリスクマップ低減のための目標マップですけれども、凍土壁に関しては、2033年度に汚染水発生との関係を整理し、段階的な終了のための計画を策定すると、随分先延ばしになっているんですけれども、その間にどんどん水処理によって出てくる二次廃棄物が出てきてきます。その場所も大変取りますという問題がありますが、これについての委員長の認識をお願いします。

○山中委員長 汚染水の低減については、重要なリスクだというふうな認識でおりますけれども、低減のための、どういう対策がとれるかということについては、例えば建屋の止水ですとか、あるいは海岸に近い部分の汚染土壌を回収するとかという、そういう作業は当然考えられるところかと思うんですけれども、そういう作業を通じて全体的にその、今90m<sup>3</sup>/dayですか、を半減するというような目標では、数年間で目標を達成するというそういう計画ではあるかと思えますし、それを一挙にゼロにするというような、そ

ういう計画というか、リスクマップにはなっていないというところがございます。全体を通じてそのリスクを低減していくという、そういうマップの構成にしております。

御指摘のように、当然その汚染物が貯まっていくというのも事実でございますけれども、もうこれはもう全体のバランスの問題かなというふうに思います。

○記者 まさにその点で、そのバランスとして、その水処理をすることによって、ALPSの吸着塔であるとか、SARRY（セシウム除去装置）の吸着塔で、まだ全然処理されていないゼオライトなど、いろいろありますけれども、止水しないことによってどんどんと水処理二次廃棄物が溜まっていくというリスクが一方で増大してしまうという問題があると思うんですが、これはバランスを考えた場合、リスクの低減目標の中に入れておかないと、汚染水はどんどん増えていくばかりだと思うんですがという意味です。すみません。

○山中委員長 リスクマップの中に当然汚染水の低減というところも入っていますし、その中の項目として、御指摘のように建屋の止水という項目も挙げてございます。

ただ、あくまでもリスクマップでございますので、工程管理ではありませんので、その点はリスクを考えた上で、いろいろなものを列挙しているという、そういう状態になっています。

○記者 以上です。

○司会 ほか、いかがでしょうか。

タナカさん。

○記者 すみません。日経新聞のタナカです。1点だけ、すみません、お願いします。

東電の福島第一原発で、処理水と別件で、今日ですね、一号機のPCV（原子炉格納容器）の内部調査、気中部調査が始まったんですけど、こちらですね。委員長としてこういうものが見えればとか、どういう点、今回の調査で何か期待している点があれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山中委員長 すみません、ちょっと質問がよく聞き取れなかったの。

○記者 1号機のPCVの内部調査が、今日、東電のほうで、1Fのほうで始まって、今回の調査でどういう点が撮影できればとかですね、何か委員長として期待というか、している点があればちょっと教えていただきたいなど。

○山中委員長 1号機ですか。

○記者 はい。

○山中委員長 ちょっとまだ報告を受けておりませんので1号機でどんな調査が始まったのかというのはちょっと私、今理解できていませんので、事務方は何か分かりますか。

○吉野総務課長 1号機の内部にドローンを投入して格納容器の中を見るという。

○記者 すみません、その件です。

○山中委員長 ドローンを飛ばすということは聞いておりますけれども、ドローンで何を

見るかというところについては、まだ、私は報告を受けておりませんので。

いわゆるその内部の損傷ですとか腐食の状況とか、そういったところが、恐らくドローンなので、まずは見るというところから始まるのかなというふうに思いますけども、まず見れるというところがかなり大事かなというふうに思います。

1号機ですと、ペDESTALを見て、ああいう損傷が起きているということが分かったわけですので、まずPCVの中を見てみるということは大事かなというふうに思っています。

○司会 ほか、いかがでしょうか。

シライシさん。

○記者 すみません。Our Planet-TVのシライシです。

まずマネジメントの件で、今日、職員の多様性のところで「B」ということで、女性職員が3割に達していないということが出ていました。一方で先日は外国人特派員協会で、原子力規制について会見がなされた際に、規制委員会の委員が、過去12年間男性が占めてきたということで、話題になっていました。委員、今、放射線審議会などはかなり女性の割合が増えていると思うんですけどこれについて、まず委員長はどういうふうな所見をお持ちでしょうか。

○山中委員長 これは以前にも答えを、御質問があってお答えさせていただいたことがあるかと思いますが、委員会そのものもそうですし、職員全体のその多様性を上げていくということは非常に大事だというふうに思っておりますし、現在原子力規制委員会というのは技術者が中心に構成をされているところでございますので、どうしてもその原子力関連の技術者に女性が少ないという、そういう実情というのはございますので、これは人材育成も含めて多様性を高めていくということは必要かなというふうに私は考えております。

○記者 先ほどお話ししたその外国人特派員協会の会見では、今話題になっている避難の問題について、自然災害と、それから原子力災害の切り分けというか、まず自然災害の対応ということが議論に上りまして、原子力災害が起こると、自然災害の対応も、遠方からですね、支援等が入ってきにくいということが、可能性が高いということで、むしろその原子力災害が自然災害の対応を阻害する要因になるんじゃないかということで、地元で懸念があるというふうにお聞きしました。

切り分けがすごい難しい中で、その自然災害の対応を原子力災害によってその支援が難しくなるということについてはどういうふうな考え方というか、お考えか教えていただけますか。

○山中委員長 防災指針の中にある記述を少し紹介させていただきます。原子力災害は、その特殊性を考慮しつつ、一般災害と独立した災害対策を講じるのではなく、一般的な災害と連携していく必要がある、こういうような記述がございます。

したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、一般災害と同様に避難のため

のその道路の整備ですとか、輸送手段の確保ですとか、避難所の整備などが当然必要になってまいります。複合災害の場合には、原子力災害に対する特殊性に加えて、一般災害に対してのその防災がきっちりなされていることが、まずは前提になろうかなというふうに私自身は考えております。

○記者 すみません、ちょっと分かり、理解がちょっとできていなくてですね。

○司会 すみません。事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 総務課長の吉野でございます。事務方から補足をさせていただきます。

原子力災害対策指針においては、原子力災害の特殊性を幾つか挙げておりますが、その中に、被ばくや汚染により復旧復興作業が極めて困難になるので、発生拡大の防止が極めて重要であることなども挙げております。そうした今、御指摘のあった観点も含めて指針のほうを整理しているというものでございます。

○記者 じゃあ、これから整理するという中に入るということになるんですかね。

○吉野総務課長 総務課長の吉野ですけれども、すみません、もう一度事務局から。

既に今ある指針の中で整理がされているということでございます。今の原子力災害対策指針を読んでいただければ書いてあるということです。

○記者 分かりました。

そうしましたら、ちょっとこの後に16時から、まさにその避難の問題で記者の説明会というのが開かれるんですけど、これについては委員長はお聞きになっていますか。

○山中委員長 はい、聞いています。

○記者 これはどういう位置づけなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○山中委員長 これはもう私の理解ですので、私の理解を述べさせていただいた上で、事務方からこういうものですよというのは答えていただきますけれども、私の理解では、記者の皆さん方に、原子力防災についての基本的な考え方をレクチャーするという、そういう場であるというふうに私自身は理解しておりますけど、事務方、それでよろしいですか。

○司会 広報室、中桐です。まさに委員長がおっしゃったとおり、今回の説明会は、記者の方へ、原子力規制庁に登録された記者の方へ、情報提供サービスの一環として、その勉強目的も含めて開催する説明会ということでございます。

○記者 これはカメラが駄目と言われているからお聞きするんですけども、一般の方々も今、恐らく多くの方々がこの問題で混乱をされているというふうに思うんですけども、これ自体、直接的に一般の方々にお伝えするということ自体はお考えにならないのか。事務方でも構わないんですけども、はい。

ちょっと規制委員会ができてから12年になりますけれども、過去に比べるとそのオープンさが減ってきているかなというふうに思う中で、今回非常に関心が高いものですから、どういうお考えか、お聞かせいただければと思います。

○司会 広報室、中桐です。

今回の説明会につきましては、記者会見その他の取材活動に資するというを目的として開催しようと考えているものでございますので、一般の方々への説明というのはまた別のものというふうに考えております。

○記者 一般の方々向けには改めて。

○司会 すみません、委員長への御質問、何かありますでしょうか。

○記者 一般の方々に向けては今、地域で、新潟等ではしていますけれども、直接的にその審査を終えていない自治体も含めて、例えば一般の方々向けにそういう必要性があるというふうには、お考えになりますか。

○山中委員長 既に規制庁のほうに一般の方に対する御要望があれば説明会を開くということは、既に実施しているという理解でございます。

○記者 要望があれば開きますということですか。

○山中委員長 はい。

○司会 ほかの方、いかがでしょうか。

では、アオキさん、その後ナナサワさんでお願いします。

○記者 すみません、ジャーナリストのアオキです。今の点に関連すると思うんですけども、先日、新潟県庁の職員さんに、今回、屋内退避できないときについての原子力防災の避難計画についてということでお話を聞きましたら、屋内退避もできない、避難もできないということについては今後、原子力規制委員会のほうで議論してまとめていくんですよということをおっしゃって、いえ、委員長会見では、避難もできない屋内退避もできないということを検討しないというふうに、2月14日の記者会見において、御発言が変わったんですよって言ったら、知りませんでした、何ですかそれという形で。

○司会 すみません、アオキさん、御質問をお願いいたします。

○記者 だったんですけど、この委員長の御発言が変わった理由について、もうちょっと分かりやすく御説明したほうが、自治体の担当者も理解していないという事実があるので、もうちょっと詳しい、ごめんなさい、分かりやすくこの辺、どうして発言が変わったのか、教えていただいてもいいですか。

○山中委員長 私の何と何が変わったと。

○記者 1月10日に屋内退避ができないような状況が発生したのは事実だ。その点の知見をきちんと整理した上で、もし災害対策指針を見直す必要があれば見直していきたい。というのが1月10日でございます。2月14日は、避難もできない、屋内退避もできないということは今回の検討の中では考えないということでおっしゃったんですけど。

○山中委員長 それが変わったというふうに、御理解をされているわけですね。

私が1月10日に申し上げたのは、先日もお話を申し上げましたけれども、能登半島地震の教訓として、自然災害に対する防災、これについては多くの教訓があるだろうというふうに思います。家屋が多く倒れた、あるいは避難路が寸断されたという、当然その先

ほどからお話をさせていただいているように、原子力防災というのは特殊性を持っていますけれども、一般防災と連携をする必要がありますねというのは、これはもう原災指針に記載しているとおりでございます。その連携はないんですかということについては、もう先ほどもお話したように、当然その避難の道路の整備ですとか、あるいは輸送手段の確保、あるいは避難所の整備、こういったものが、一般防災の前提として、そういうものは整備されているものというふうに考えているところであるというところですよ。

○記者 既に整備されているということは、ごめんなさい。1月10日におっしゃった、見直す必要があれば見直していききたいというところは、その後、検討した結果見直す必要がないということになって、もう既に網羅されているという結論に至ったという理解でいいんですか。

○山中委員長 原災指針には、基本的な考え方を直すことはないという委員会としての結論を得たということでございます。

○記者 あと、今の記者説明会の話なんですけれども、記者の皆さんへの説明であれば公開する必要はないということは、委員長の記者会見を毎週毎週公開していることと、どう整合性があるんでしょうか、委員長、お答えください。

○山中委員長 私とのやり取り、それぞれの記者さんとのやり取りを公開するということは、当然それぞれのメディアに対して、見られる、それを見られる、あるいは聞かれる国民の方がおられるということだというふうに私は理解しておりますし、私とのやり取りを公開するということは、必要なところだというふうに理解します。

一方、今日のその説明会の趣旨としては、それぞれの記者さんに今回の問題についてのその防災について理解を深めていただくという、そういうレクチャーの場であるというふうに私自身は理解しておりますので、そういう、それぞれの記者さんと非公開でやりますよという約束で実施が決まったような事柄であれば、もうそれはそういう約束どおりやっていただければいいんじゃないかなと、私はそう考えていますけど、事務方はどうですか。

○司会 まさにおっしゃったとおりでございまして、規制委員会としては毎週1回の定例会見や2回の事務方の会見、ブリーフを通して情報発信を行っておりますけれども、今回の説明会に関しましては、繰り返しになりますが、記者会見その他の取材活動に資することを目的とした、勉強目的も含めた記者の方々への説明会ということで企画しておりますので、このような体制としております。

○記者 説明会という。

○司会 すみません、御質問が繰り返しになっているので、もう少しまとめていただけますでしょうか。

○記者 非公開を決定したのは委員長という理解で合っていますか。

○司会 事務方から補足します。

広報室中桐ですけれども、非公開の決定は広報室のほうで決定しております。



委員長への質問、よろしいでしょうか。

○記者 委員長はそれで、自主、民主、公開という、原子力の3原則がありますが、その公開の原則に乗っかって、この中の複数の人、ジャーナリスト、記者がですね、公開した方がいと申し上げたんですが、結局公開に応じられなかった上に、賛同いただけないのであれば出席を御遠慮くださいと。来なくていいという形で言われてしまったんですけども、自主、民主、公開の原則からして、その公開したほうがいいという声がある中で。

○司会 すみません、アオキさん。

○記者 委員長、どう思われますか。

○司会 御質問を端的にお願いいたします。

○記者 はい、端的に。委員長、どう思われますか。

○山中委員長 これはもう、記者の全体の記者とその規制庁の職員との合意の上でこのレクチャーは決まったわけですから、ルール通りやっていただくというのは特に私は違和感を感じませんけど。

○司会 事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 すみません、事務方からちょっと。

進行について御協力をお願いしたいので一言申し添えますが、この記者会見は記者の方の御見解とか御質問を述べていただくところではなくて、委員長に今の原子力規制がどうなっているかということを知っていただくために開催をしております。その趣旨を踏まえて、御発言いただければと思います。

○記者 原子力の三原則についての質問は、委員長質問でふさわしくないというお答えでしようかね。はい。ふさわしくないとは思っていないので、この公開の原則に即して、全体の記者の合意というのが、いつ、どのように図られたのか、私たち、複数の人に聞きましたけども、その合意を図られた形跡は全くないので、記者全体の合意を図られていません。

なので、事務方の説明はちょっと今驚いているんですけども、委員長は記者全体の合意があって非公開になったというふうに事務方から説明を受けていたので、それはそのとおりだと、そういう条件で開くということであればそのとおりだと記者全体が合意しているのはそのとおりだという理解だということですね。

○司会 広報室のほうから補足いたします。

委員長に今回の記者説明会について、あまり詳細にわたり特段報告をしておりませんので、御質問お控えいただけますでしょうか。

ほかの御質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○記者 はい。

○司会 それではナナサワさん、お願いします。

○記者 どうもフリーランスのナナサワです。

今日のセッション、最初の部分が大変興味深く拝見したんですが、ど頭にですね、あれですよ、能登の地震を受けて、志賀原発がどのような状況にあって、基本的には安全が保たれたという、資料に書かれていて、その上で、以上のようなことから質問の一つは指針の見直しをね、するということとか、それからBWR型の軽水炉の重大事故の対処法の訓練をするとかですね、いったことが、関連付けられて書かれたわけですけども、これに対して、これはいかなんか御意見が幾つか出たというふうに認識していますけど。

ただ、この書き方がですね、いつものその書き方と違うと、その報告書ですね。ということに伴委員から御指摘のあったんですが、片山長官がこれ御自身の発案だということをおっしゃって、やっぱり今回は、やっぱり特筆すべきこととして、こういうことを頭に書くべきだと。

これを伺っていてやはりこの方は政治家だなと思ったんですね。つまり、世の中の人がどういう関心を持っているか。

○司会 すみません、ナナサワさん、端的に御質問をお願いします。

○記者 でもね、質問って、ちゃんと話さないとい意が伝わらないことがあるから、それは分かってください。別に私、何か乱そうとしてやっているわけじゃない。

○司会 端的にお願いいたします。

○記者 はい、はい。

それでね、それってやっぱり世の中の人ですね、この今、この原子炉が安定しているとか、止まっているし、それから問題は解決したといっても、この先、だけこの体験からどういうことを学んで、変えていこうとしているかを知りたいと思っているんですね。

それでやっぱり納税者としては、皆さんは税金でそういう活動をされているわけですから、それに対して、やっぱり答えたほうがいいというのが長官の考え方だと思うんですが、そのことって本当にもうあれですか。指針の見直しにおいてはですね、さっきアオキさんなんかも言われたように、今回、異常な事態がいろいろ起こっているわけですよ。避難計画で考えていたものを外れているものが幾つも起こっている。

○司会 ナナサワさん、御質問がないようでしたら次の方にしたいと思います、よろしいでしょうか。

○記者 私は質問をしているんですよ。あなた、そうやってコントロールしようとしちゃいけないですよ、記者を。

あのね、それについても今後ずっとやらないって考えていいんですか。避難もできない、屋内退避もできないって人たちが現実に生まれていたということ踏まえた指針の改定なりをしていこうということは、もう今後一切やらないと考えていいんですか。そういうふうに使われているというふうには。

○山中委員長 原子力災害対策指針というのは、原子力災害の特殊性についての考え方を示しているものでございまして、一般災害との連携をしないといけないよという文言は当然書いてはおりますけれども、一般災害に対してどういう整備をなささいということについては、特に原災指針の中では述べておりません。

一般災害に対するその防災対策ということについては、当然各自治体が、その自治体の状況に合わせて計画を立案していただくというのが基本的なところだというふうに私自身は理解しております。

○記者 でも、原子力災害対策としての避難が困難な状況というのが見えたわけですね。そのことに一切コメントしないというのは、ちょっとおかしくないですか、やっぱり原子力防災の立場からして。

○山中委員長 当然その原子力防災の特殊性というものを鑑みた上でも、避難路でありますとか、避難所であるとか、避難のための輸送手段、これはきっちりとその一般防災として整備をしてください。それを利用するのが原子力災害の対策の実効的な手段です、ということは、もう基本的な考え方としては記載がございまして。ただそれを、実際どういう計画を立てるか、あるいはどういうその施設整備をするのかということについては、自治体の一般防災に対するその備えだというふうに私は理解しています。

○記者 志賀原発からの避難道とされているところ、つい最近、何本も走って見たんですけど、相変わらずしょっちゅう崖崩れの修復箇所に出会っていて、それで対面通行できないんで、待たされるという事態がいっぱいあって、2か月たってもそうなわけですね。そういう現地の実情を規制委員会として視察するなり調査するという、予定はないんですか。

○山中委員長 これは繰り返しになりますけれども、原子力防災に対するその特殊性について、我々は原子力災害対策指針の中で、考え方をまとめさせていただいております。

一般災害とのその連携について、どういう計画を立てていくかということについては内閣府のほうにきちっとお尋ねいただくというのが最も正しい回答が得られるところかなというふうに思っていますが。

○記者 そのスタンスが世の中に通用するかどうかというのは、やっぱり心配されているから、長官はこういうようなことを言われたと思うし、書かれたと思うんですけど、そういうことはあまり考えなくていいとお考えなんですか。

○山中委員長 連携は必要であるということは、もう原災指針の中に書いておりますので、それはもう基本的な考え方だというふうに思っています。それは必要だというふうには原災指針の中で既に述べられておりますので、特にそこに何か付け加える必要は、私自身は必要を感じておりません。

○記者 現地調査とか、現地の視察に行かれるつもりはないですか、皆さん。

○山中委員長 必要があれば現地を見させていただくつもりにはしています。

○記者 今のところ必要を感じてないということですかね、行かれないので。

- 山中委員長 今のところ、原子力発電所、志賀原子力発電所の安全性を確保されている状態であるというふうに理解しておりますので、直接何か発電所を見る必要は感じておりません。
- 記者 避難とか、そういったことについての見直しのためには考えていない。
- 山中委員長 避難の計画の立案、あるいは運用については、これはもう内閣府がお考えいただくことでございますし、その特殊性についての考え方については、原災指針の中に書いてございますけれども。それ以上のことは特段視察等が必要であるというふうに私自身は思っておりません。
- 記者 3月11日に向けての報告ですよ、今回は。毎年そこでやるわけですけど、その意義というか趣旨はどう考えておられるんですか。
- 山中委員長 当然、3月11日、東日本大震災が起こって、東京電力福島第一原子力発電所の事故が起こった、その教訓を踏まえて、3.11にそれ、その1年の活動をきちっとまとめるというのがその趣旨であるというふうに考えています。
- 記者 もう一点、第2議題で出てきた中でですね、東京電力ホールディングスが今後中長期的に考えて福島第一の安全性を高めていくという話の中で、新ALPSという言葉が出てきているんですけど、これは前回も何か説明の中にありましたけど、あんまり詳しく言われてないんですけど、この新ALPSという設備を導入するという意味ですね。これは単なる今まで使ったものが劣化したからなのか、今までのALPSというものに何か問題があって、改良が必要になってされることなのか、そこはどういうふうに認識されていますか。
- 山中委員長 呼び方として新ALPSという、3基目のALPS施設がもう既にあるということは私も承知しております。それぞれの特徴があるということも理解しております。何か新しいALPSがものすごくその性能が上がったとかというようなことは聞いておりません。
- 記者 これまでのALPSにあった何か改良されているということですか。
- 山中委員長 恐らくそうだろうというふうに理解します。
- 記者 それ、厳密にはよく御存じないんですか、内容を。
- 山中委員長 いわゆる吸着性能の話ですか、あるいは吸着塔の性能の話とか、そういうのが改良されたという理解ではおりますけれども、もしその辺の細かな説明が必要でしたら、また事務方に説明してもらいますが。
- 記者 分かりました。どうもありがとうございました。
- 司会 ほかにいかがでしょうか。
- では、オカダさん。
- 記者 すみません、東洋経済新報社のオカダです。よろしく申し上げます。
- ちょっとすみません、確認のようなことで申し訳ありませんが、避難計画を含む原子

力防災に関する計画の妥当性とか、それがきちんと実効性を持つかどうかというものに対する評価というのは、原子力規制委員会の役割ではないというふうに以前からも、田中元委員長、更田委員長もおっしゃっていたというふうに認識していますが、山中委員長もそのように、そのような御認識でよろしいでしょうか。

○山中委員長 何か我々が審査をしたりというような役割を担っているわけではございません。

○記者 その上でちょっとお聞きしたいんですが、政府の原子力防災会議というのが、各原子力施設がある地域ごとに、この原発の再稼働に先立っていろいろ開かれたりしまして、そこでのちょっと議論を見ますと、過去において田中委員長と更田委員長が、例えば島根ですと、更田委員長が島根地域原子力防災協議会において確認された島根地域の緊急時対応は、原子力災害対策指針に沿った具体的かつ合理的なものであると考えていますということで、こういう発言をされている。

過去においても美浜、高浜、多くの原発についても同じようなことをおっしゃって、つまりこれは、ここで書かれている、すみません。この緊急時対応の中身というのは何かというふうに見ますと避難計画とか、どこにどう避難するかみたいなものなわけですけど。

となると全く何ていうんですか。規制委員会としては単に指針を作るというだけではなくて、いわゆるきちんとした避難計画なのかどうかということに対して、判断をする権限と責任があるというふうに一般には考えられるのではないかと思うんですけど、それは違うのでしょうか。

○山中委員長 我々の務めというのはやはり原子力災害の特殊性、これを鑑みて専門的に助言をしていくというのが、我々の役割だというふうに理解をしております。

地域原子力防災協議会等で御相談があれば、当然その専門的な助言をしていくということになるかと思います。

○記者 もう少しきちんとお答えいただきたいんですけど、島根ですと、令和3年の9月7日に首相官邸の会議室で開催されていて、そのときには更田委員長、当時がですね、これは合理的なものだと。要するに島根原発の避難経路とか、そういったものも含めたものですね。この指針に照らしてというふうにおっしゃっているんですが。

要するに、つまり全く感知してないとか、権限、責任がないということではなくて、きちんと科学的に避難計画も含めてきちんと機能しているかどうかを評価しているということが読み取れるんですけど違うんでしょうか。

○山中委員長 原子力災害対策指針に鑑みて、合理的なものであるという御判断をされたというふうに理解をしています。

○司会 事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 総務課長の吉野です。避難計画などを含む緊急時対応につきましては、まず地域原子力防災協議会というものが設置されまして、各作業部会で具体的な中身に

ついて内閣府原子力防災が中心となりまして、原子力規制庁を含む関係省庁が参画をいたしまして一つ一つ具体化していくというものでございます。

その中で成案が得られたものについて、最終的に原子力防災会議で了承するというものでございますので……。

- 記者 存じているんですが、そこでの役割ですね。要するに、この官邸での会議の内容を見ると、委員長が一定の科学的根拠に基づいてその内容の質を判断しているというふうに読めるんですけど違うんでしょうか。
- 吉野総務課長 会議の中で、規制委員会としての役割は、その避難計画、緊急時対応が指針に照らして具体的、合理的なものであるかということを確認することとなっておりますので、その防災協議会での検討のプロセスも含め、そうしたことを確認してきているというものでございます。
- 記者 となりますと、当然この志賀地域においてもこういう協議会があるわけですから、全く出てきたものを見て、判をつくということではなくて、その内容の実効性については、当然一緒になって話をされているということであるわけですね。
- 吉野総務課長 すみません。今、事務局のほうでどこまで志賀の地域についてこの作業が進んでいるのか、進捗しているのかというところについて細かく把握しておりませんので、この後の説明会のほうで、説明が担当からあると思います。
- 記者 もう間もなく終わります。というふうに私はちょっと読み込んでいるわけなんです。となりますと単に指針、指針という、どうも何かずっと何かすれ違いのような感じが一般にするんですが、確かに内閣府の原子力防災というのが、こういった避難計画とかに一義的な責任を持つというのは分かるんですけども、何か全く関係のないかのように聞こえてしまうのはやっぱり違うんじゃないかと。やはり、どう見ても妥当性のないような避難計画のままであるということであれば、やっぱり原子力規制委員会として、やっぱり一定の意見を言うという、そういう権限とか、責任というのはないんでしょうか。
- 山中委員長 当然、指針の中に先ほどから何度も申し上げているように、原子力災害の特殊性を鑑みての一般災害の防災対策と連携を取る必要があるということは記載がございまして、一般災害に対する防災が、一定程度達成されていなければ、原子力災害対策指針の考え方が遂行できないということになりますので、それは合理的なものであるというふうな判断はしないというふうに思います。
- 記者 この緊急時対応のポイントというふうな資料を、内閣の防災の資料を見ますと、複数の避難経路の確保とか、防護措置の反映とか、避難を円滑に行うための対応策とか、いろいろこういうことが書かれていてそれに対して、更田委員長がお墨付きを与えているということになっているんですね、この島根の場合は。過去においても一貫してずっと同じような文言が議事録を見ると出るわけなんです。志賀は確かに途中かもしれませんが、とても今のような内容で、こういう指針に照らし合わせて、科学的合理性があ

るというふうに思われたいのではないかと思うんですけど。自然災害との絡みも含めてね。

もう少し何か積極的に委員会として、この今のような状況に対してアクションを取るという必要性は、お感じにはならないのでしょうか。

○山中委員長 御質問の趣旨というのが、その志賀原子力発電所の実情を言われているのか、一般的に。

○記者 いや、今回の例えば能登半島地震を捉えて、少なくとも志賀原子力発電所が避難先が奥能登だったりしているわけですよ。あるいは防災施設が、防護施設の多くが、いわゆる陽圧装置が破損したりとか、機能停止しちゃって、いわゆる屋内退避も事実上難しくなっちゃっているとか、あるいは避難経路も確保できないみたいな、そういうものがいわゆる可視化されちゃったわけですね、世の中に。

だから、そういうことを踏まえて、やっぱり多くのいろいろな国民から、これ大丈夫なのかということが国に対して問われているんだと思うんですけど、原子力規制委員会としては、こういった問題提起に対してどうお答えになるのか、いや、これうちに関係がありませんので、内閣府防災のほうに聞いてくださいって話なのか、あるいは、いや、ここは関係しているので、ここはこうするって話なのか。

少なくとも委員長は、この官邸での会議のメンバー、原子力防災会議のメンバーでもあられますので、全く単に指針の文言だけの話じゃないように思うんですけど、その辺りはちょっと私、いまだに理解できてないのはそういう点なんです。

○山中委員長 いわゆるその原子力防災についての特殊性については、我々責任を持ってその助言する必要がある機関であるというふうに思っております。

ただし、原子力災害であっても複合災害の場合には、やはり一般災害との連携、それが必要であると。したがって、その一般災害に対する様々な防災対策というのが、実効性のあるものであるということが前提の上で、我々の指針に対して、合理的なあるいは実効的にある計画になっているかどうかという判断をする必要があるかというふうに思っています。

○記者 ごめんなさい。もう、もうこれ以上言うとおれですけど、ただ少なくとも、この原子力防災会議の。

○司会 すみません、オカダさん。繰り返しになっておりますので。

○記者 繰り返しにならないように。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

○記者 繰り返しにならない。原子力防災会議での議論を見ますと、ただ一言だけ、科学的根拠があるものとして認めます。

○司会 ほかの御質問いかがですか、オカダさん。

○記者 これで終わらせます。ということなので不十分ではないかと思えます。

以上です。

○司会 御意見をいただく場ではございませんので御留意ください。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。カネヒラさん、その後、その後ろの黒い服の方、お願いいたします。

○記者 TBS の報道特集のカネヒラです。

十数時間前まで能登半島にいたもんですからね。現地で、その原発の近くにいる人とか、あるいは珠洲とか、そういうところの人たちの現場で、一番彼らが、彼女たちが恐れていたのは、やっぱり避難計画だったんですよ。この道路を見てくださいという。それから、地面が海岸が隆起しててね。

○司会 すみません、カネヒラさん。端的に御質問をお願いいたします。

○記者 いや、あなたのその言い方って、とってもあれですよ。自民党の政治倫理審じゃないですから。

○司会 私への御指摘は後ほど承りますので委員長への御質問をお願いいたします。

○記者 分かりました。

ナナサワさんがさっき聞かれましたですけどね、そこの方々がやっぱりぜひ、規制委員会の方々に、この現場を見てほしいというふうに何か肉声みたいな、涙流しながら言ってきましたですよ。そういう声と今おっしゃっていた原子力災害の特殊性に照らしてとか、指針に照らしてとかということで、我々の領域ではないという、排除するような方向ではなくて、一般災害との複合性みたいなことをやるのであれば、そこから踏み出して、もっと自分たちの役割を拡大していく方向というのは、これは科学とか、真理に資するということ言えば、原子力規制委員会の役割なんじゃないですか。

先ほど出ていた外国特派員協会の会見の中では、地元の人たちが不信任を表明してましたですよ。今いる委員の方々に対して、やめていただきたいというような言葉まで出ていたということが。そういうつまり、何度もこれ聞いてきた言葉ですけれども、原子力規制委員会の役割と、それから今、言われた一般的な役割を縮小していくような考え方ということについて、それで現地に行かれる考えっていうのはやっぱりないんですね、今のところないんですね。

○山中委員長 原子力災害対策指針の中にもきちっとその考え方を述べております。一般災害と連携をするんだということはもう本当に述べておりますので、これは連携なんだということきちっと訴えたいというふうに思います。

我々が取らなければならない役割というのは、やはり原子力に対する特殊性、放射線防護に対する専門的な助言が我々の一番の役割だと思います。そこ一般防災とのやっぱり連携をとっていく必要があるというのが原災指針の考え方ですし、そこについては、今までどおりで私は特段問題がないというふうに思っております。住民の方々のお気持ちはすごくよく分かりますし、それはもう御不安なのはもうすごく理解ができます。



○司会 では、後ろの方、お願いいたします。

○記者 ライターのヨシダです。

最初に事務局のほうにちょっと要望ですが、30キロ圏内の方は今、とても避難計画に関心をお持ちですので、この後の撮影というのは、今後もしそういったことがあるのであれば、いただきたいなと思います。すみません、事前によくお願いします。

委員長への質問ですが、先ほどのオカダさんの質問と少し関連するんですけども、原子力災害の特殊性についてはやはり責任があるというようなことをお話を今、されましたけれども、その指針の考え方を踏まえて、特にその自然災害では必要のない原子力避難ということについての避難推計時間というのを過去にずっとやってきていると思います。これは自然災害に実際必要ないものだと思います。この避難推計時間というのは、内閣府のほうはやってはいますけれども、今回いろいろ調べてみたところ、石川県で道路寸断が1か所のみでしか行われなようなものをパターンで考えていたりとか、今回女川のほうでも見てみたら道路寸断自体が想定されないという前提の避難推計時間で避難計画が作られているというのは、ちょっとびっくりしたんですね。

これについて例えば、原子力規制委員長のほうから、委員会のほうから、こういう避難推計時間というのは、もう一回やり直した方がいいんじゃないかみたいなそういうアドバイスですとか、何ていうか、そもそも内閣府のガイドラインも不備があるかなというふうに読んでいて思ったので、その辺は指針を踏まえて作ったって言っているのもあるので、その辺りというのはどんな御予定があるかということをちょっとお伺いしたいんですけども。

○山中委員長 指針の中での基本的な考え方として、その指針に書いてあるとおりお話をさせていただくと、一般災害と同様に避難のための道路の整備、輸送手段の確保、避難所などの整備などが必要となると。これは原子力災害の災害対策の実施に当たっては、一般災害と同様の対策が必要になるというふうなことが、指針の中で基本的な考え方として示してあります。それを実際の計画に移していただくのは、自治体と内閣府との協議で、そういう計画を作っていただくというのが、実際のところだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

ただ、どうしてもその原子力って、避難って結局、被ばくを避けることが本質だと思うんですね。そうすると時間が問題になってきますし、また、一方方向に何万台もの車が動くという、ここはすごい自然災害と全くないものだと思うんです。それに関して、今回の能登半島地震というのはかなり問題点を現実のものとして見せたと思うんですね。

ところが、その福島原発事故を踏まえた原子力災害対策指針では、道路寸断ということをやっと甘く見られていたんじゃないかというのがすごく感じられるんです。それに基づいた上で、いろんなガイドラインなり、それこそ地域の先ほどオカダさんがお

っしゃっていた、緊急時対応の協議会でも、何かその辺りが今まで見てきた災害に引っぱられるっていうのは分かるんですけど、今回、能登が起きたということで、どうしても見直すところがあるんじゃないかというのは、細かく見ていくとやっぱり見つかるんですね。

その点、今私は例えばということで避難推計時間のことというのをちょっとお話したんですけど、やっぱりそういうその細かく見ていった上で指針を変えていきたいと思いますということというのはあり得るんですか、あり得ないんですか。もうこれ以上は考えませんよということで、決まってしまうのでしょうか。

- 山中委員長 基本的に原子力災害対策指針というのは、原子力発電所の周辺住民の放射線に対する防護を確実なものにする。また同時に避難に伴う無用な住民の被害というのを低減させましょうということで、基本的な考え方は屋内退避と避難です。

UPZ（原子力発電所からおおむね半径 30km）の範囲内では、基本的にその原災法の 15 条の相当の事象が起きた場合には屋内退避をしてくださいというのが基本的な考え方です。

で、5 キロ圏内の方々には予防的な避難を、原災法の 10 条になった時点で行っていただく要支援者についてはそういう避難を予防的に行っていただく。15 条になった時点で、避難をしていただくという、いわゆるそういう距離に応じて屋内退避と避難というのを併用するという、そういう考え方をとってございます。基本的にその避難で混乱が起きないように屋内退避を有効に使うということを基本的な考え方にしております。

- 記者 ありがとうございます。

ちょっと時間もないと思いますがもう一つですね。刑事裁判にもなっている福島の大塚病院の 50 人亡くなられた方などのことをちょっと考えていて、今回の能登半島地震見ているとやっぱり個別避難計画って必要じゃないかと思ったんです。

令和 3 年に内閣府から自治体に通知が出ているんですけども、これは内閣府ではあるんですけども、原子力災害だからこそ、中に助けが入ってこないということで、今回、大塚病院の方は亡くなられたということも考えると、指針のほうで要はその要支援者について、災害対策基本法だと努力義務になっているんですが、これは義務にした方がいいんじゃないかなと思ったんですけど、その辺はいかがですか。そういう考えは、何か議論はないですか。

- 山中委員長 東京電力福島第一原子力発電所の事故の一番大きな教訓というのは、やっぱり無計画なその避難ということ、実施したということで、放射線以外の影響で亡くなられた方というのが非常に多く発生したというのが実態かというふうに思っております。その教訓を基に、実際は事故に事故が起こる前に周辺、極めて近い周辺の 5 キロ圏内の要支援者については、事前に避難をしていただくというのが予防的な避難の考え方でございます。5 キロから 30 キロについては、屋内退避ということを有効に利用して

いただくというのが、もう一つ避難以外の方法としての被ばくを避ける有効な方法として、指針の中には記載してございます。

○記者 それで、要支援者、とても自分1人で動くのが難しいという方ですけども、そういう方たちに対して個別避難計画というのを1人1人、作りましょうというのがありますよね。それは努力義務なんですけど、努力義務じゃなくて義務にするというのは、それは自然災害では努力義務だったとしても、原子力災害が起きたときは義務じゃないと駄目なんじゃないかというふうに私は思ったんですが、そこはやっぱり規制庁のほうの指針に関わってくると思ったので、その辺はいかがですかという質問でした。

○山中委員長 恐らく5キロ圏内での避難のありよう、あるいはそのいわゆる屋内退避に相当する考え方だろうというふうに思っておりますし、5キロ圏内については要支援者も含めて防護施設を充実させてということは、実際の内閣府が立てている計画の中では、そういうことを立案されているというふうに理解しております。

原災指針に鑑みると、その基本的な考え方についてはお示しをしておりますけれども、具体的な事例に対して、こういう場合はこうですという、そういうケーススタディのようなものを示している指針ではございませんので。

○司会 事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 総務課長の吉野でございます。

今、ヨシダさんからお問い合わせをいただいている要支援者の個別避難計画というのは原子力災害対策指針ではなくて、災害対策基本法に基づいて作られるものだと思います。

なので、ちょっと所掌が、また聞いていただく先が違うのかなというふうに思いますので、それを義務化するとか、しないとかということについては所掌のところにお尋ねいただければと思います。

また、先ほどありました避難推計時間のガイドラインも内閣府のほうで作っておりますので、もし必要があればこの後、お尋ねいただければと思います。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。マサノさん挙げていらっしゃるが、ほかに。では、この列の一番後ろの方お願いします。

○記者 毎日新聞のオクヤマと申します。

複合災害時の屋内退避についてお尋ねです。これまでのちょっと会見の御見解について確認したいんですけど、屋内退避はできるという前提ですと。避難路の確保、または屋内退避するための住宅や、避難施設等の耐震ですね。それは一般災害でやるべきだという御発言があったかと思うんですが、そういった理解で間違いなかったでしょうか。

○山中委員長 一般防災との連携が必要であるという、そういう表現を今日もさせていただいておりますし、一般災害で、例えば家屋が、自宅が損傷したようなケースの場合には避難所に行ってください。あるいは原子力災害に対する備え、防護施設があれば、防護施設に行ってくださいというのが屋内退避の基本的な考えだというふうに理解しています。

○記者 ごめんなさい。ちょっと私、連携のところが理解できてないのでちょっとポイントがずれていたら申し訳ないんですけど。自然災害の対策でやるべきだというのはそのとおりかと思えますし、それをやるのは、基本的には自治体がやるのかなと思うんですが、屋内退避ができることが前提ということになると、それが屋内退避できるような自然対策をしてくださいねというふうにも聞こえるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○山中委員長 当然、地域の実情に応じて、例えば非常に大きな地震が起きる可能性があるところ、あるいは津波が起きる可能性のあるところ、場所によっていろいろでしょうけれども、当然、一般災害に対してのその避難所というのは、当然災害に対しては設置をされるというふうに理解をしております。

そういうところを有効利用するということで、原子力災害の特殊性に対しても、実効性のある対応ができるという。それが基本的な考え方でございます。

○記者 ごめんなさいね。つまり自然災害の対策を見方によっては、何か完璧にやっつけようだね、そうじゃないと屋内退避できませんからというふうにも聞こえたんですけど、その辺はいかがですか。

○山中委員長 当然、その自然災害に対する防災というのは、きちりなされるものであるというふうには理解しておりますし、それを有効利用をさせていただくというのが原子力防災の考え方でございます。当然、必要があれば、防護施設というのも設置する必要がございますし、あるいは輸送手段がなくなる可能性があれば、そういう特別な設備というのを設ける必要があるかというふうには思いますけれども、一般災害に対する備えがあった上で、我々の原子力災害の特殊性についての対応をしていただくというのが基本的な考え方でございます。

○記者 その備えが、その基本的な考え方というところのその備えがあった上でというのが前提になっているので、逆に言うと備えがないとできないということにもなるかと思うんですけど。備えるのは、自治体がそれはきちっと災害に備えることをやらなきゃいけないとは思いますが、自然災害への備えてなかなか限界もあるので、その辺がちょっと難しいんじゃないのかなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○司会 すみません繰り返しになっていきますので、ほかの御質問いかがでしょうか。

○記者 だから完璧に自然災害の対策ができるわけではないと思うんですが、それについては、委員長はどうお考えなのかなという。

○山中委員長 原子力災害の特殊性を考えると例えば放射線に対するその防護をしっかりとしたような施設というのは当然、必要になってくるかと思えますし、特殊な輸送手段

というのが必要であればそういうことを備えていただく必要があるかというふうに思っています。

だから原子力の特殊性と一般災害の防災と密に連携を取らなければ複合災害というのは対応できないというふうに理解しています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、いかがでしょうか。

では、マサノさん、アオキさん、シライシさんの順で。長くなっておりますので、基本的に1往復ずつでお願いしたいと思います。

マサノさん、お願いします。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

この後、非公開で行われる記者レクで、女川原発の緊急時対応を説明してくださる。

○司会 すみません。説明会について、委員長に詳細は別に挙げておりませんので、その件に関しては、今ここでの委員長への御質問ということではないと承っておりますけど。

○記者 ただですね、委員長、これから原子力防災会議で、これが議題として上がってくると思うんですけども、それを見ますと、概要版5ページに、5キロ圏内のPAZ（原子力発電所からおおむね半径5km）は、自然災害により予定されていた陸路や海路によるいずれの避難もできない場合には、屋内退避を実施するということが書いてありまして、その先がないんですね。屋内退避ができない場合が書いてありません。

委員長は原子力防災会議に出てきたときに了承されますでしょうか。それとも、何か助言をして、突き返すでしょうか。どちらかお答えいただければありがたいです。1往復ということなので。

○山中委員長 具体的な実際にそういう設備がどういう性能を持っているかということについては承知をしておりません。ただ、原災指針の中に必要な設備は自然災害、地震などの自然災害に対する頑健性を有することというのは、原災指針の中で求めておりますので、当然それを指針に照らして言えば、その施設というのは、地震に対しての頑健性が、その地域での起こり得る地震に対しての頑健性はあるだろうというふうに私は理解をします。

○司会 では、次、アオキさんお願いします。

○記者 今に関連するかもしれないんですけども、自然災害の備えがあればということでお話があったんですけども、自然災害だけであれば、テントで避難する人もいたり、一部損壊で今、自宅避難されている方も多いですけれども、自宅で避難されているという方がいて、だけどこれで原子力防護ができるかどうかというのは、また別の話になってくると思うんですけども、その辺は原子力の専門家がアドバイスすべきところなのかなと。

つまり、今回志賀町長が言っていましたけれども、全町民を避難させるだけの防護施設がない。キャパを調べましたらやっぱり7倍つくらないと全町民避難できないんですね。

なので、防護施設をどれぐらい作るべきかということを考えることを前提にもなりますし、自然災害だけの対策だけ考えても放射線防護はできないと考えるんですけども、この原子力の専門家のアドバイスが必要な場面になるんじゃないかと思うんですが、これについてちょっと御意見をお伺いしてもいいですか。

○山中委員長 ちょっと質問が。

○記者 自然災害にだけ対応する、そういうキャパで考えるのと、その原子力防災で考えるキャパというのが異なるということで申し上げているんですよ。通常の避難施設で足りる人や、あと一部損壊であれば、家の中で過ごせる人もいたり、テントで生活する人もいますけれども、これに放射線防護が加わると、このテントの人や一部損壊でも空気が出入りする状況でしょうから、そういう状況では、原子力の防護の面では、不十分になるというような、そういう原子力防災の原子力の専門家としての知見で、アドバイスなり、何なり必要なことなんじゃないかと思うんですけど。

○山中委員長 当然、用意された避難所というのが、原子力防災に対して有効であるかどうかというのは、地震も含めた自然災害に対する頑健性を有していただきたいというのは、原子力防災指針の中で述べておりますので、当然そういう用意された避難所というのは一定の頑健性があって、例えば、UPZ30 キロ圏内でしたら、屋内退避ができるような避難所になってないといけないだろうというふうには私は考えますけれども。

○記者 ごめんなさい今、キャパの話をしているんです。ごめんなさい。質問の答えてください。

○司会 すみません。アオキさん。1巡でお願いいたします。1往復でお願いいたします、アオキさん。

○山中委員長 キャパ、具体的ないわゆる計画については、内閣府が当然、この考え方に沿った、その避難所のキャパシティを評価するんだろうというふうに思います。

私たち自身がそのキャパシティまで何か指針の中で、述べているわけではないので、その点御理解いただければというふうに思います。

○司会 それでは、シライシさん、お願いいたします。

○記者 Our Planet-TV のシライシです。

今の質問等にも関係するんですけども、そうすると、基本的には例えば複合災害のときに、屋内退避できないとか、あるいは何か避難に支障があるという事態が起こったときの責任は一時的には自治体、その稼働を認めた自治体のほうにあるということなのかというのが一つ目。

それからその延長で、今年の年頭に想定外というのは、もうこの原子力規制委員会は言っただけでいいということでおっしゃっていただけなんですけど、改めて、原子力災害において、委員長はやはり想定外ということは、自分たちは言えない立場だというふうにお考えなのか。この2点をちょっと教えていただければと思います。

○山中委員長 まず原子力規制委員会としては、原子力災害の特殊性を鑑みて、放射線防護、あるいは無用な避難に伴う住民の健康被害ということを守るための、避難あるいは屋内退避に対する基本的な考え方を示すということが、我々の務めだというふうに考えています。その上でその部分についてきちっと助言をしていくということが現存の仕事だというふうに理解をしています。

想定外というのは当然いろんなケーススタディをこれから屋内退避についても検討していくことになろうかと思っておりますけれども、まず基本ケースでこういうケースを上回った場合はどうなのかというのを、いわゆる計画の中で、こういう計画を立てたほうがいいですということを検討の中ではしていくつもりです。

ただ、想定外に対して、どういうふうに対応するのかということも当然頭に入れた上で、我々の訓練というのをしていけないといけないというふうには考えております。

○司会 ほかによろしいでしょうか。

オカダさん、1往復でお願いいたします。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。簡潔に質問させていただきます。

先ほどのちょっと質問で、緊急時対応に関して原子力規制委員長が政府の会議のほうで原子力災害対策指針に沿った具体的かつ合理的なものであると考えているということは何度もいろいろなサイトでおっしゃっているんですけど、これの意味するところは、結局のところ、避難計画が実効性があるか、ないかというところまで別に責任を持っているわけじゃありませんよと。あくまでも、そういう形を指針に書かれているようなことが計画に含まれていけばオーケーということの程度ということなんでしょうか。

○山中委員長 原災指針に対して、合理的あるいは実効性のある計画になっているかどうかというのは我々きちっと見ていけないといけないところだというふうには理解しています。

○吉野総務課長 総務課長の吉野でございます。

事務的に補足をさせていただきます。防災の計画は災害対策基本法に基づきまして、都道府県が自分の県民等の生命、身体及び財産の災害からの保護のための責務を果たすために計画を作っております。

そのため、その実効性については、基本的には計画策定者である自治体のほうに責務があるということになります。

委員長の今のおっしゃっていたのは原子力災害対策指針はそれに対して技術的な支援をするものだというごさいます。

○記者 結局、ただ、要するにそういう計画って都道府県が作っていると。誰が結局それがちゃんとしたものであるか評価するんですか。自分で評価するってことですか。

○吉野総務課長 すみません、法律の問題なので総務課のほうから補足をさせていただきます。この計画について都道府県のほうで作るということになっておりますので、実効性については都道府県が総合的に判断をしているものと考えます。

それに対して国等も広域等で支援などを体制を組む必要がありますので、そうした観点から最終的に国の会議で支援などが可能かとか、科学的に助言すべき観点から合理的になっているかといったようなことを見ているというものかと思ひます。

ただ、私もこの災害対策基本法の担当ではないので、ちょっとまた、この後、聞いていただいた方が正確に伝わるかと思ひます。

○記者 ということは全く。

○司会 すみません、オカダさん。委員長への御質問がないようでしたら閉じたいと思ひますがよろしいですか。

○記者 吉野さんの今の意見で。すみません。

つまり全く国が関与してないわけじゃなくて、国もお墨付きを与えているというか、責任を持っているという、そういうふうには理解しているわけですね。

○吉野総務課長 お墨付きを与えるというのは、法律的には違ふかと思ひます。自治体というのは国から独立してあるものごさいますので、その意思決定は何か国が承認しなければならぬとか、そういうものではないと思ひます。

ただ、やはり大きな災害は広域の支援で、その対策成り立たせなければならぬところがごさいますので、国として講じるべき支援措置などを一緒に検討すべきなのかなというふうには考へております。

○記者 じゃあ、結局のところ、この具体的かつ合理的なものであると考へているという、この更田前委員長とか、こういう委員長が毎回このことをおっしゃる意味というのは、何なんですかね。お墨付きというわけではないとすると。

○吉野総務課長 指針の設置や我々、規制委員会の設置目的からして科学的技術的にこうしたことが必要ですということを指針に整理してありますので、そこに書いてあることがきちんと計画の中で反映をされているかということを確認しているところが原則かと思ひます。

○司会 すみません、オカダさん。委員長への御質問ないようでしたら会見としては終わりにしたいと思ひます。

○司会 それでは、後ろのほうで手を挙げていらっしゃる方。すみません、ちょっと記者の登録の確認ができておりませんので、本日の御質問を控えていただければと思ひます。



ほか、いかがでしょうかよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—